

千葉県国土利用計画地方審議会について

1 設置根拠

- 国土利用計画法第 38 条第 1 項
「この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。」
- 国土利用計画法第 38 条第 2 項
「審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。」

2 所掌事務

- (1) 国土利用計画法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議
 - ① 国土利用計画に関する調査審議
 - ア 国土利用計画のうち都道府県計画の策定及び変更の際の意見提出
(法第 7 条第 3 項及び第 9 項)
 - イ 国土利用計画のうち市町村計画に対する知事の助言又は勧告の際の意見提出
(法第 8 条第 5 項)
 - ② 土地利用基本計画に関する調査審議
土地利用基本計画の策定及び変更の際の意見提出
(法第 9 条第 10 項及び第 14 項)
- (2) 当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議
(法第 38 条第 1 項)

3 委員

- (1) 委員定数：25 人以内（※現在 18 人に委嘱）
- (2) 任期：3 年（令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

4 運営

千葉県行政組織条例（以下「行政組織条例」という。）に基づく他の附属機関に同じ。

- (1) 会長・副会長：委員の互選によって定める（行政組織条例第 30 条第 1 項）
- (2) 議長：会長が会議の議長（行政組織条例第 32 条第 1 項）
- (3) 定足数：委員の半数以上（行政組織条例第 32 条第 2 項）
- (4) 議決：出席委員の過半数〔可否同数の場合は議長採決〕
(行政組織条例第 32 条第 3 項)